

国立競技場運営事業等 実施方針に関する質問に対する回答

No.	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
1	本事業の目的及び運営方針	2	第1	1	(3)		「コンサート等の文化的行事等」とありますが、開催できるイベントに関する具体的な規制や条件はありますか。	公募時に開示する要求水準書には、利用の内容が次に該当するものは、本施設を利用させないこと、と記載する予定です。 ア 特定の政党を支持し、若しくはこれに反対するための政治教育その他の政治活動及びこれに類する活動のための催しに利用しようとするとき。 イ 宗教団体が、宗教の教義を広めるため若しくは儀式、行事を行うため又はその他の宗教活動を行うために利用しようとするとき。 ウ 法令の規定に反し、若しくは公共の秩序を乱し、又は善良の風俗に反するおそれのある催しに利用しようとするとき。 エ その他、JSC法の目的に照らし、利用させることが不相当であると認められる催しに利用しようとするとき。 また、国立競技場は近隣に病院、学校や住宅が所在することや都市計画上の条件を留意して、利用規則の策定や施設の提供等を行っていただくことが必要です。
2	屋外広告物法	3	第1	1	(4)	①	- ネーミングライツ使用にあたり屋外広告物法が適用されるのは、現行の1F外構スペースにある国立競技場ロゴに企業ロゴを新たに追加することを想定して、という理解で正しいでしょうか。また、スタジアム躯体に企業ロゴを掲示する場合は、屋外広告物法の適用範囲にはならないという理解でよろしいでしょうか。	屋外広告物に関する条例等の遵守について、JSCにおいて事前に具体的な適法性等は確認しておりません。民間事業者において新宿区（又は東京都）に確認いただくことを想定しています。
3	運営権の存続期間	6	第1	1	(5)	③	「運営権の設定を受けた日」とは、現時点では実施契約書を締結する2024年9月を想定しているという理解でよろしいでしょうか。	運営権は実施契約の締結日に設定することを予定しています。運営権の効力発生日は実施契約に記載の条件を全て充足したときを予定しており、詳細は公募時に実施契約書（案）にてお示しします。
4	運営権設定対象施設の貸付	7	第1	1	(6)	②	A) 運営権設定対象施設の第三者への転貸について、実施方針(案)の質問回答には、転貸にあたって行政協議が必要となる可能性があり、協議の結果認められない場合があるとのことですが、想定される行政協議についてご教示下さい。	JSCと土地所有者が締結している定期借地権設定契約等の条件に疑義が生じた場合は所有者と事前に協議する必要があるとともに、現在の建物用途外の用途で使用する場合には東京都と事前に協議する必要があります。
5	運営権設定対象施設の貸付	7	第1	1	(6)	②	A) 「実施契約等に記載される条件」とありますが、現時点で想定している条件はありますか。	ご質問いただいた条件は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。
6	運営権設定対象施設の貸付	7	第1	1	(6)	②	A) 「運営権設定対象施設の一部」とありますが、具体的な場所や規模をご教示いただけますと幸いです。また、現状貸付を行っている場所及びその用途等についても、ご教示いただけますでしょうか。	JSCにおいて貸付対象場所や規模を指定することは想定しておりません。その他貸付の条件等は、公募時に開示します。 現状、貸付を行っているものとしては、屋根等に設置している携帯電話アンテナ設置料等があります。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答	
7	運営権設定対象施設の貸付	7	第1	1	(6)	②	A)	転貸するテナント第三者に関して、契約期間・契約形式の制限はありますでしょうか。またテナントの業態・企業に関してJSC様による審査や制限は予定されていますでしょうか。	契約期間は本事業期間終了時までとし、契約形式に関する条件は公募時に示す予定です。 業態・企業に関しては、JSCにおいて事前に付す条件等の制限はありません。JSCと土地所有者が締結している定期借地権設定契約等の条件に疑義が生じた場合は所有者と事前に協議する必要があるとともに、現在の建物用途外の用途で使用する場合には東京都と事前に協議する必要があります。
8	本事業に供する土地の使用	7	第1	1	(6)	②	B)	「運営権者による定借契約等の土地の使用について、JSCと所有者との契約又は許可上の条件と齟齬が生じることは、原則として認められず、」とありますが、万が一所有者との契約内容に変更が生じ、そのことで運営権者の収支に影響が出た場合は、JSC様より補償等をしていただける認識でよろしいでしょうか。	変更の内容や本事業への影響に応じて、協議することとします。
9	本事業に供する土地の利用	7	第1	1	(6)	②	B)	「定借契約等の土地にかかる賃料等の費用は、JSCの負担とする。」とありますが、本事業においては事業者に対してその賃料を請求することは無いという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおり、定借契約等の土地にかかる賃料等の費用は、JSCの負担となります。
10	運営権設定対象施設の貸付	7	第1	1	(6)	②	B)	土地使用について、「JSCと所有者の契約又は許可上の条件」とはどんなものがありますでしょうか。	公募時に開示予定です。
11	事業方式	7	第1	1	(6)	②	C)	都市公園法第5条に基づく公演施設設置許可の更新申請はJSCが実施するとの認識でよろしいでしょうか？	ご理解いただいているとおりです。
12	投資の買取	8	第1	1	(6)	③	B)	以下に定める要件を全て充足する投資・・・とありますが、「以下に定める要件」が何か読み取れませんでした。内容についてご教示ください。	「この場合」以下に記載している内容を指し示しておりますが、その詳細は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。
13	運営権設定対象施設	8	第1	1	(6)	③	B)	「～運営権設定対象施設の拡張投資として、以下に定める要件をすべて充足する投資～」とありますが、「以下に定める要件」とは何を指しているのかご教示下さい。	「この場合」以下に記載している内容を指し示しておりますが、その詳細は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。
14	運営権設定対象施設	8	第1	1	(6)	③	B)	「事業終了日又はそれ以降」とありますが、仮に事業終了日以降で前運営権者が作業等を行うことになった場合、その部分で生じたコストは、いずれの主体（前運営権者、後任の運営権者、JSC様）が負担する形になりますでしょうか。	要求水準書等に従って引継ぎを行う場合には、原則として運営権者（終了する事業の運営権者）が負担するものとします。詳細は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。
15	残存価値相当費用	8	第1	1	(6)	③	B)	拡張投資に関して、事業期間終了時点で一定の要件を満たすときにJSCが負担すると記載されている「残存価値相当費用」はどのように算出される予定でしょうか。あわせて受益が見込まれる投資と条件が付されておりますが、「受益が見込まれる投資」の定義を教えてください。	残存価値相当費用は、運営権終了時点での簿価相当額を想定しております。詳細は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。なお、「受益が見込まれる投資」の定義は、様々な投資が想定され事前に定義することは難しいことから、特に規定する想定はございません。
16	運営権者の所有する資産等	8	第1	1	(6)	③	C)	「時価」については、客観的な算出方法が難しいかと思いますが、運営権者としては、信頼性のある収支計画等を作成する上で、この部分のより正確な情報が必要となります。もう少し具体的なお説明や例示をいただくことは可能でしょうか。	時価は、各資産の価値として当該資産の買取時においてJSC及び運営権者が合意する客観的で公平な方法（直近の帳簿価格による場合、JSC及び運営権者が同意する公認会計士、不動産鑑定士等の専門家による評価による場合等）により定められた価格を想定しております。詳細は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
17	事業期間終了時の次期運営者について	8	第1	1	(6)	③ D)	<p>本文中に「事業期間終了後～（中略）～JSC以外の第三者に本競技場の運営を行わせる場合には～（中略）～新たな事業者（以下「次期事業者」という。）を選定する予定である。」とあり、次期事業者は第三者から選ぶという趣旨に読めます。一方で、今回の事業期間終了後は①JSCが運営する②JSC以外の第三者（今回の事業者以外）が運営するの2パターンのみで、運営権者は今回の事業期間終了後は運営を続けることができる可能性はないとも受け取れます。</p> <p>当該記載の実態としては</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のとおり今回の事業者には再登板の可能性なし ・運営権者が継続する場合は、先に記載されている事業期間の延長のパターンのみ ・上記の読み方が誤っている（＝次期事業者の候補に運営権者を排除するものではない） ・募集要項などで別途「運営権者が運営を延長する場合」等また新たな規定が設けられる等のうちいずれかでしょうか。 	<p>運営権者は基本的には本事業（この実施方針に定める事業）に専念するSPCとして設立されることを想定しています。そのため、次期事業者に今回の運営権者がそのまま選定されることは現時点では考えておりません。</p> <p>なお、本事業の事業期間は長期に及び、次期事業のあり方について現時点で具体的にお示しすることが難しいため、既存の運営権者がいかなる場合にも運営継続できないと断言することもできません。</p>
18	本事業における利用料金の設定及び収受	9	第1	1	(7)		<p>「本事業に係る利用料金を自由に設定、収受し、その収入とすることができる」とありますが、事業開始後の利用料金変更も運営権者の裁量で行うことができるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解いただいているとおりです。事業開始後の利用料金変更も運営権者が行えます。</p>
19	本事業における利用料金の設定及び収受	9	第1	1	(7)		<p>「また、本競技場の利用者への提供に当たっては、一部の者が独占的に利用するなど著しく公正さを欠く利用とならないよう留意しなければならない」とありますが、それ以外に留意すべき点等はありませんでしょうか。（例：音楽コンサート開催時の詳細なルールや事業者が自由に提案できる範囲、騒音に関する条例等）</p>	<p>国立競技場は近隣に病院、学校や住宅が所在することや都市計画上の条件を留意して、利用規則の策定や施設の提供等を行っていただくことが必要です。</p>
20	本事業における利用料金の設定および収受	9	第1	1	(7)		<p>プロ・アマチュアの定義は、「国立競技場特定運営事業等実施方針（素案）」時の質問回答にあった「JOC加盟の競技団体による主催大会等については、原則アマチュアとして運用」から変更や更新はないでしょうか。</p>	<p>変更ありません。</p>
21	利用料金の設定	9	第1	1	(7)		<p>料金設定に関して、スポーツ興行と音楽興行問わず、チケット収入等に応じた金額を加算した料金設定計画として問題ないでしょうか。</p>	<p>料金設定に関しては、運営権者の裁量で計画して頂くこととしています。ただし、その他の利用に比して、スポーツによる利用がしやすい利用料金及び料金体系でご検討ください。</p>
22	利用料金の設定	9	第1	1	(7)		<p>現在の料金設定にて「電気」「水道」「清掃」などリチャージ料金を設定して使用者から費用を徴収していただけますでしょうか。設定している場合のどのような項目、金額設定になっているか教えていただけますでしょうか。</p>	<p>【電気】 ・イベント盤の電気使用料については、実費を徴収しています。</p> <p>【水道】 ・通常使用の範囲外（例：コンサート等での演出）で使用する場合は、実費を徴収しています。</p> <p>【清掃】 ・主催者からは徴収していません。</p>

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
23	大規模修繕に係る費用負担	9	第1	1	(8)	① -	JSC事由により本来計画していた大規模修繕が遅延或いは一部でも実施不能となり運営者に損害（逸失利益含む）が見込まれるにも関わらず、JSCが負担しないという合理的根拠・理由は何かご説明頂けますでしょうか。運営者にとっては不可抗力に該当するため当該損失はJSCにてご負担頂くべきと考えております。	大規模修繕の実施については原則として運営権者に生じた損害（逸失利益含む）は、JSCが補償しませんが、あらかじめJSCによる大規模修繕の実施を予測できるようなプロセスを想定します。詳細は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。
24	大規模修繕に係る費用負担	9	第1	1	(8)	①	「運営権者はJSCが工事を実施している場所の立入を禁止するなど、必要な協力を行わなければならない。」とありますが、かかる費用はJSC負担という理解でよろしいでしょうか。	JSCが自ら行う工事に伴い、直接的に必要となる警備対応はJSCが実施します。
25	大規模修繕に係る費用負担	9	第1	1	(8)	①	大規模修繕に伴い、防犯・入退室管理設備の機能を部分的に停止させなければならない場合、人による出入管理の実施が必要となります。その際の費用はJSC負担という理解でよろしいでしょうか。	JSCが自ら行う工事に伴い、直接的に必要となる警備対応はJSCが実施します。
26	費用負担の範囲	10	第1	1	(8)	② B)	「JSCは、支払にあたり、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。」とありますが、税率変動があった場合はその税率に応じてJSCが費用負担を行うという理解でよろしいでしょうか。	消費税等の税率変更による負担は、運営権者の負担を想定しています。
27	費用負担の範囲	10	第1	1	(8)	② B)	「JSCは、支払にあたり、提案された負担額とは別に消費税及び地方消費税を支払うものとする。」とありますが、税率変動により費用負担額が10億円を超える場合は、その超過分もJSCが負担するという理解でよろしいでしょうか。	消費税等の税率変更による負担は、運営権者の負担を想定しています。
28	本事業の範囲	10	第1	1	(9)	①	マネジメント業務については、SPCから構成企業もしくは協力企業への再委託は不可であり、SPCが行わなければならない業務と解釈して宜しいでしょうか。	ご理解いただいているとおりです。
29	本事業の範囲	10	第1	1	(9)		「以下の①から④のうち、①のマネジメント業務は第三者に委託し又は請け負わせることはできない。」とありますが、「第三者」とはコンソーシアムを構成する法人以外の企業等を指しているという理解でよろしいでしょうか。	マネジメント業務については、SPCから構成企業もしくは協力企業への委託は不可であり、SPCが自ら行わなければならない業務としています。
30	本事業の範囲	10	第1	1	(9)		実施方針(案)からの変更点として、本事業に係る業務のうち第三者に委託し又は請け負わせる際に、JSCへ事前通知する旨の文言が削除されておりますが、委託先や請負先を決定するに際し、JSCの承諾や確認は不要との認識でよろしいでしょうか。	個々の委託先や請負先について、JSCへ事前通知する旨は不要です。 なお、本事業に係る業務を第三者に委託し又は請け負わせ、当該業務委託先との間で業務委託契約を締結した場合は、JSCの請求に応じ、速やかに当該契約書の写しを提出して頂く想定です。 また、各業務における発注計画に変更がある場合は、次年度の単年度業務計画書に反映して頂く想定です。
31	本事業の範囲	10	第1	1	(9)		「運営権者は事業期間中、本事業に係る業務のうち、実施契約に委託禁止業務として定められた業務を除いたものについては、第三者に委託し又は請け負わせることができる。」と記載していますが警備業務又は清掃業務は委託が可能との認識でよろしいでしょうか？	ご理解いただいているとおりです。
32	本業務の範囲	10	第1	1	(9)		P7における「運営権設定対象施設の貸付」は、P10～11に示された業務（本事業の範囲）のうち、いずれに該当しますでしょうか。「施設の提供業務」および「その他の任意業務」に該当すると捉えて問題ないでしょうか。	運営権設定対象施設の貸付にあたり、本事業の範囲の対象となる業務に紐づけることは想定していません。任意業務を含む本事業の実施にあたって、テナント等第三者に転貸する必要があるとJSCとの協議の上で認められれば貸付は可能です。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
33	業務委託に関して	11	第1	1	(9)		現在の維持管理や運営管理など業務委託契約をしている相手先企業は全て変更することが可能でしょうか。委託業務原契約の規定等により委託業務の解約ができない等の例外がございましたら教えてください。	ご理解いただいているとおりです。 現在の委託業務契約のうち、変更が出来ないものはございません。
34	本業務の範囲	11	第1	1	(9)	③	維持管理業務のうち、芝生の維持管理について、求められる資格や実績は想定されていますでしょうか。	資格については要求水準書等で定める想定はありませんが、類似性の高いスタジアムでグローライト等の維持管理補助設備を活用した芝生管理を行った実績は重要であると考えています。
35	本事業の実施にあたり配慮すべき事項	11	第1	1	(10)	②	「JSCが指定する国際競技連盟及び国内競技連盟が主催するスポーツ競技大会が開催される可能性の低い4か月」について、4.7.8.3月という認識でよろしいでしょうか。	現状は、ご理解いただいているとおりです。 なお、今後、国内競技連盟による年間の日程（シーズン等）の大幅な変更があった時には、JSCから受付・申請期間の変更を提示する場合があります。
36	イベント等の実施における利用調整	11	第1	1	(10)	②	過去の実績として、国際的なスポーツ競技大会や全国的なスポーツ競技大会は開催日のどのくらい前までに利用申請が入っていたのかをお示し頂けないでしょうか。	国際的なスポーツ競技大会及び全国的なスポーツ競技大会の利用申請は、前年の11月1日から12月20日までの間に利用希望申請書を、利用日程決定通知後から3月20日までの間に施設利用申込書等を提出していただいています。競技大会によっては、当該期間を超えて申請が来る場合があります。
37	イベント等の実施における利用調整	11	第1	1	(10)	②	事前の年間スケジュール調整後に、運営権者側でイベント貸館できる想定の日数をおおよそでご教示ください。また競技団体様等が頻繁に、または集中的に使用される時期や曜日（=利用日の傾向）などがありましたら、ご教示いただけますでしょうか。また、支障のない範囲で、直近年度の年間利用実績のデータを開示していただくと幸いです。	<ul style="list-style-type: none"> ・年度によって異なるため、回答することは困難です。 ・5・9・10・11・12・1月の土日祝は、スポーツ競技大会による利用が集中します。 ・直近年度の年間利用実績は、公募時に開示予定です。
38	イベント等の実施における利用調整	11	第1	1	(10)	②	スポーツ競技が開催される可能性の低い4か月は4、7、8、3月でしょうか。音楽ライブなどのスポーツ以外の興行開催はこの4か月間に関しては、原則優先して利用調整できると考えてよいでしょうか。	JSCが指定する国際競技連盟及び国内競技連盟が主催するスポーツ競技大会が開催される可能性の低い4か月は、4月、7月、8月、3月です。ご質問のイベントが、運営権者が特別の事情があると認めるイベントであれば、利用調整スケジュールに関わらず優先して利用調整いただいております。
39	イベント等の実施における利用調整	12	第1	1	(10)	②	「競技大会が開催される可能性の低い4か月については、上記の利用調整スケジュールに関わらず、運営権者が特別の事情があると認めるイベントの予約受付を可能とする。」とありますが、指定された4か月についてはJSCとの協議を行うことなく運営権者の判断で予約受付を行ってよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいているとおりです。
40	イベント等の実施における利用調整	12	第1	1	(10)	②	「競技大会が開催される可能性の低い4か月」とありますが、具体的に何月でしょうか。	JSCが指定する国際競技連盟及び国内競技連盟が主催するスポーツ競技大会が開催される可能性の低い4か月は、4月、7月、8月、3月です。 なお、今後、国内競技連盟による年間の日程（シーズン等）の大幅な変更があった時には、JSCから受付・申請期間の変更を提示する場合があります。
41	イベント等の実施における利用調整	12	第1	1	(10)	②	「競技大会が開催される可能性の低い4か月」の明確な時期をご教示いただけますでしょうか。	JSCが指定する国際競技連盟及び国内競技連盟が主催するスポーツ競技大会が開催される可能性の低い4か月は、4月、7月、8月、3月です。 なお、今後、国内競技連盟による年間の日程（シーズン等）の大幅な変更があった時には、JSCから受付・申請期間の変更を提示する場合があります。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
42	イベント等の実施における利用調整	12	第1	1	(10)	②	「運営権者が特別の事情があると認める」とありますが、具体的な内容はどのようなものを想定されていますでしょうか。また、JSC様との協議が発生すると捉えてよろしいでしょうか。	「特別の事情」の例としては、周年記念行事などが考えられますが、運営権者が利用内容や利用目的によって国立競技場を貸し出す必要があると考えるイベントであれば対象になると考えます。また、JSCとの協議は不要とする予定です。
43	近隣地方公共団体、近隣スポーツ施設、所轄警察等との連携	12	第1	1	(10)	③	「災害時等の利用に係る配慮」についてご教示ください。	帰宅困難者の受入れや近隣の行政機関が倒壊等した場合の代替施設としての使用等を想定しています。
44	近隣地方公共団体、近隣スポーツ施設、諸葛警察等との連携	12	第1	1	(10)	③	「本競技場を帰宅困難者の一時滞在施設として提供」とありますが、すでに設置している防災備蓄や設備などはどのようなものがありますでしょうか。また、追加購入や更新に関しても運営権者側の負担という認識で問題ないでしょうか。	現在保有している災害備蓄品のリストは、公募時に開示予定であり、防災備蓄品等の入れ替え費用は運営権者の負担です。
45	近隣地方公共団体、近隣スポーツ施設、諸葛警察等との連携	12	第1	1	(10)	③	「本競技場を帰宅困難者の一時滞在施設として提供」とありますが、想定される収容人数及び提供予定場所をご教示ください。一時滞在施設として使用が相応しくない施設内の場所等があれば、ご教示いただけますでしょうか。	JSCの運営時においては、受入れ可能な面積を約10,000㎡と計画しており、受入れ可能な人数は、「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」（首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議）を踏まえ、約6,000人（3.3㎡に2人）を目安としています。提供予定場所については、以下のHPでご確認ください。 『国立競技場について』P.12 J 防災 https://www.jpnsport.go.jp/kokuritu/Portals/0/kokuritu/project-summary/kokuritsukyougijounitsuite.pdf
46	ネーミングライツ業務	12	第1	1	(10)	④	「本施設」の定義がございませんが、27頁に記載の「本事業の対象となる施設」との異同をご教示ください。	該当箇所の「本施設」は、「運営権対象施設」の意味になります。
47	ネーミングライツ業務	12	第1	1	(10)	④	ネーミングライツの企業との契約については、契約年数などに制限はありますでしょうか。契約については、ネーミングライツの留意事項に則ったうえで、運営権者と広告主側の条件設定に委ねられるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解いただいているとおりです。 なお、ネーミングライツについて、契約年数の制限はありませんが、事業期間内の契約期間としてください。
48	その他の任意業務	12	第1	1	(10)	⑤	「運営権者が本事業用地外で第三者から収入等を得る事業活動を行う際、その事業計画についてJSCの事前承認が必要」とありますが、事例としてどのような事業活動を想定しているのか、また、何故事後報告ではなく事前許可なのか理由及びご懸念点をご説明頂けますでしょうか。	「運営権者が本事業用地外で第三者から収入等を得る事業活動」は、事業用地外でのチケット販売や誘客活動などを想定していますが、物理的なものに限りません。 事前承認を必要としている趣旨は、運営権者が行う事業用地外での事業活動が、本事業の目的及び運営方針に沿ったものかを事前に確認するためです。
49	その他の任意業務	12	第1	1	(10)	⑤	「当該事業の実施に当たっては、その事業計画について事前にJSCの承認を得ることとする。」とありますが、本事業用地内の人流データ等を活用し外部から収入を得る事業を行う場合は、JSCの事前の承認を得る必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご質問に記載された内容のみからは、事業用地外での事業活動に該当しないと考えられますが、詳細については公募時にご提案ください。
50	その他の任意業務	12	第1	1	(10)	⑤	「当該事業の実施に当たっては、その事業計画について事前にJSCの承認を得ることとする。」とありますが、本事業用地内で活用するための資金をクラウドファンディングにより調達する場合は、JSCの事前の承認を得る必要は無いという理解でよろしいでしょうか。	ご質問に記載された内容のみからは、事業用地外での事業活動か否か判断できないため、回答を差し控えます。 ご検討されている詳細については公募時にご提案ください。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
51	その他の任意業務	12	第1	1	(10)	⑤	「本事業用地以外で第三者から収入等を得る事業活動」とありますが、本事業の遂行が目的となっていれば、事業活動には制限はないのでしょうか。想定する条件などありましたらご教示いただけますでしょうか。	ご理解いただいているとおり、本事業の目的に沿ったものかを事前に確認するために、事前にJSCの承認を得ることとしています。
52	その他の任意業務	12	第1	1	(10)	⑤	施設のデザインに関する意匠権はどちらに帰属するのでしょうか。また運営権者は意匠管理について業務範囲に入るのでしょうか。意匠権を活用した事業を運営権者で行うことは可能でしょうか。	運営権設定対象施設のデザインに関する意匠権は民間事業者に移転しません。意匠権を活用した事業の意図するところが定かではありませんが、意匠権を侵害しない範囲で事業を行っていただくことは可能です。
53	更新投資等の内容	14	第1	1	(12)	①	- 運営権設定対象施設について一部の改修（回廊でのレストラン開設の為の改修や観戦シートの一部撤去、等）といった、施設の全面除却・再整備に該当しない改修については、運営者の独自判断・裁量で認められるという理解でよろしいでしょうか。	例示いただいた工事については更新投資に該当し、運営権者の判断及び費用負担において実施いただくことが可能です。
54	更新投資等の内容	14	第1	1	(12)	①	「運営権者は、運営権設定対象施設について、要求水準を充足する限り、原則として自らの判断及び費用負担で維持管理（更新投資）を行うことができる。」とありますが、事業開始前であっても運営権の設定を受けた日以降は更新投資を行うことができるという理解でよろしいでしょうか。	運営権者が更新投資を行うことができるのは、事業開始日以降になります。
55	更新投資等の内容	14	第1	1	(12)	①	「運営権者は、運営権設定対象施設について、建設（新たな施設を作り出すこと）及び改修（施設を全面除却し再整備すること）を行うことはできない。」とありますが、既存の諸室の機能変更は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいているとおりです。
56	更新投資の内容	14	第1	1	(12)	①	本施設の収益性を高める目的や来場者の利便性を高める目的で、更新投資によって施設の拡張や改造をすることは可能でしょうか。	ご質問いただいている施設の拡張や改造の程度が分からないため、回答を差し控えます。 なお、公募時に開示する要求水準書では、以下のような更新投資は認められないとする予定です。 ①本競技場の躯体や外観を変更するもの ②本競技場の外構を大きく変更するもの ③観客席を大きく減らすもの ④JSCの各種施策に反するもの ⑤事業期間終了後に原状復旧することが難しいもの ⑥その他「国立競技場に備えるべき施設性能等」に反するもの
57	JSCから運営権者への職員の派遣等	15	第1	1	(14)		JSCから運営権者へ派遣される職員の詳細について、守秘義務対象資料等への質問書に対する回答以降、検討の進捗がありましたらご教示ください。	主な業務としては、統括管理業務や運営業務を対象に派遣することを考えています。
58	JSCから運営権者への職員の派遣等	15	第1	1	(14)		「運営権者は、JSC職員の派遣を受け入れることとし、派遣する人数、派遣期間等の詳細は募集要項等の公表時において示す。」とありますが、運営権者より提案するのではなく、JSCより人数及び派遣期間を提示されるとの認識でよろしいでしょうか？	勤務条件の詳細は、公募時にJSCより提示させていただきます。
59	JSCから運営権者への職員の派遣等	15	第1	1	(14)		派遣職員の身分はJSC職員のままとするとあります。派遣される職員は運営権者の指揮命令下には入ることなく、アドバイザーような立場と理解すれば宜しいでしょうか。	勤務条件の詳細は検討中です。 現在JSCにおいて行っている同様の派遣においては、派遣職員に対する指揮命令権は原則として派遣先にある、といった運用をしております。 なお、アドバイザーとしてではなく、SPCの実務を実地にて経験させることを想定しております。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
			第1	1	(14)			
60	JSCから運営権者への職員の派遣	15	第1	1	(14)		JSCから運営権者への職員の派遣に関して、具体的な勤務条件は別途取り決めと思いますが、主たる業務としてどのような業務を想定されておりますでしょうか。近隣対応やスポーツ興行の誘致なども含まれておりますでしょうか。	主な業務としては、統括管理業務や運営業務を対象に派遣することを考えています。
61	運営権対価	15	第1	1	(15)	①	運営権対価の支払方法は、応募者の提案に応じて一括又は分割を選択できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいております。
62	運営権対価	15	第1	1	(15)	①	運営権対価の支払方法に応じて、提案審査における評価の差は生じないと想定することでよろしいでしょうか。	提案審査の評価については現在検討中であり、ご意見として承ります。
63	運営権対価	15	第1	1	(15)	①	実施方針(案)からの変更点として、運営権対価の支払い方法に「事業期間に渡って分割で支払う」が追加されましたが、分割払いの際の利息は無いという認識でよろしいでしょうか。	ご理解いただいております。
64	運営権対価	15	第1	1	(15)	①	「運営権対価を一括又は事業期間に渡って分割で支払う」とありますが、支払方法の選定はどのように実施されるのでしょうか。	応募者が、一括又事業期間に渡って分割のどちらかを提案していただくことを想定しています。
65	運営権対価	15	第1	1	(15)	①	「実施契約締結後、運営権者は、JSC に対してJSC が指定した期日までに運営権対価を一括又は 事業期間に渡って分割で支払うものとする。」とありますが、支払方法は民間事業者の提案通り受け入れられるのでしょうか（分割払いの提案を実施した場合に、JSC様から一括払いを要望されると事業採算に与える影響が大きいことからお聞きしております）。また、分割払いを民間事業者が要望した場合、支払期間は「事業期間に渡って」の認識でよろしいでしょうか。	ご理解いただいております。
66	運営権対価	15	第1	1	(15)	①	応募者が運営権対価を提案することができなかった場合においても、運営権は設定されるという認識でよろしかったでしょうか。	ご理解いただいております。
67	プロフィットシェア	15	第1	1	(15)	②	「提案された収支計画に定める利益」について、利益は税前か税後か、いつの時点を指していますでしょうか。	「提案された収支計画に定める利益」は、原則として5年間累計の税引後当期純利益を想定しています。 対象年度等の詳細は、公募時に開示します。
68	募集要項に関する質問の受付及び回答の公表	17	第2	2	(2)	①	「JSCは、募集要項等に記載の内容についての質問を受け付ける。」とありますが、質問期間の予定をご教示ください。また期間内に追加質問等、複数回質問は可能でしょうか。	詳細は、公募時に募集要項にて開示しますが、以下を予定しています。 ・募集要項等への質問の受付期間は、募集要項公表後、1カ月弱 ・質問に対する回答は、質問の受付期間終了後、約3週間後 ・質問及び回答の回数は、1回を予定（この他競争的対話を複数回実施予定）
69	募集要項に関する質問の受付及び回答の公表	17	第2	2	(2)	②	「JSCは、募集要項等に記載の内容に関する質問及び質問に対する回答をJSCのホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。」とありますが、質問回答期間の予定、または時期未定でしたら、質問受付後切からどのくらいの日数後に回答を公表頂けるのでしょうか。	詳細は、公募時に募集要項にて開示しますが、以下を予定しています。 ・募集要項等への質問の受付期間は、募集要項公表後、1カ月弱 ・質問に対する回答は、質問の受付期間終了後、約3週間後 ・質問及び回答の回数は、1回を予定（この他競争的対話を複数回実施予定）
70	参加資格書類の提出	17	第2	2	(3)	①	参加資格書類の提出についてはいつ頃を予定しているのかご教授いただけますでしょうか。	詳細は、公募時に募集要項にて開示しますが、参加表明書及び参加資格書類の提出は、10月上旬を予定しています。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
71	参加資格書類の提出	17	第2	2	(3)	①	参加資格書類の提出締切について、現時点で想定している時期をご教示下さい。	詳細は、公募時に募集要項にて開示しますが、参加表明書及び参加資格書類の提出は、10月上旬を予定しています。
72	参加資格書類の提出	17	第2	2	(3)	①	現時点にて参加表明書等の提出期限の想定はございますでしょうか。また、代表企業のみでよいのか、構成企業も必要なか等もありましたら教えていただけますと幸いです。	詳細は、公募時に募集要項にて開示しますが、参加表明書及び参加資格書類の提出は、10月上旬を予定しています。参加表明書等には、代表企業及びコンソーシアム構成員も記載頂く想定です。
73	募集要項に関する質問の受付及び回答の公表	17	第2	2	(3)	①	「参加表明書及び参加資格書類を作成し、提出する。」とありますが、提出時期をご教示ください。また提出時期は、「募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表」の後に提出となりますでしょうか。	詳細は、公募時に募集要項にて開示しますが、参加表明書及び参加資格書類の提出は、10月上旬を予定しています。なお、応募者からの参加表明書等の提出は、「募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表」の後を想定しています。
74	募集要項等に関する質問の受付及び回答の公表	18	第2	2	(2)		提案書類の提出までに質問を受け付ける回数は何回を想定しているかご教示下さい。	募集要項等に対する質問及び回答は、1回を想定しています。質問及び回答加えて、競争的対話を複数回実施予定です。
75	競争的対話の実施	18	第2	2	(4)		競争的対話等は、「その結果を踏まえ、実施契約、要求水準等の必要な調整等を行う」とのことですが、対話に対する回答は事前に頂けるのでしょうか。競争的対話を経て提案書類提出までに事業判断する期間が必要となりますので、競争的対話の時期についてはご配慮頂きますようお願い致します。	競争的対話の実施プロセスは、公募時に募集要項において開示しますが、競争的対話は複数回実施予定です。競争的対話から提案書類提出までの期間の配慮については、ご意見として承ります。
76	審査結果の公表	18	第2	2	(6)		参加資格確認結果について、審査結果公表のタイミング（優先交渉権者の選定後）に先立ち公表される予定はありますでしょうか。	優先交渉権者の選定前に、審査結果などを公表する予定はありません。
77	SPCの設立	19	第2	1	(8)		SPCの設立にあたって会社法に定める要件以外の条件（資本金要件、取締役数など）はございますか。	資本金の金額に関する条件は予定していません。取締役等の機関設計については、SPCの定款に、会社法第326条第2項に定める取締役会、監査役会及び会計監査人に関する定め、会社法第2条第11号の2に定める監査等委員会に関する定め、又は、会社法第2条第12号に定める指名委員会等に関する定めいずれかの定めがあることを求める予定です。
78	SPCの設立	19	第2	2	(8)		「優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPCとして、会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならない。」と記載していますが具体的な期間はありますでしょうか？	具体的な日付は定める予定はございません。実施契約の締結に必要なJSCの内部手続の期間を考慮した時期までには設立いただく必要がございます。
79	SPCの設立	19	第2	2	(8)		優先交渉権者の考え方を整理させて下さい。優先交渉権者は、基本協定の締結後、SPCとして会社法に規定する株式会社を速やかに設立しなければならないとありますが、SPCへ出資しない協力企業は優先交渉権者に含まれない理解で宜しいでしょうか。	本事業では、優先交渉権者は、SPCへ出資を予定している法人（応募者又は代表企業及びコンソーシアム構成員）としています。SPCに出資しない委託先については、優先交渉権者に含まれません。
80	運営権の設定及び実施契約の締結	19	第2	2	(10)		運営権はSPCに対し設定するのに、実施契約はJSCと運営権者間で締結するのでしょうか。	実施方針P2に記載のとおり、運営権者は、JSC から運営権の設定を受けたSPCをいいます。
81	運営権者への貸与備品等	19	第2	2	(11)		貸与備品はSPCではなく運営権者に貸与されるのでしょうか	実施方針P2に記載のとおり、運営権者は、JSC から運営権の設定を受けたSPCをいいます。

No,	項目名	頁	項目番号				質問内容	回答
82	応募者の構成	20	第2	3	(1)	①	一般的なPFI事業の場合、SPCに出資しSPCから直接業務を受託する企業を『コンソーシアム構成企業』、SPCへ出資せずSPCから直接業務を受託する企業を『協力企業』と定義されるケースが多いですが、本事業におけるコンソーシアム構成企業の定義をご教示ください。	本事業では、SPCへ出資を予定している法人をコンソーシアム構成員としています。SPCに出資しない委託先については、コンソーシアム構成員には該当しません。
83	代表企業の選定等	20	第2	3	(1)	②	- 単独の企業に加え、参加資格要件を充足する2社以上の企業が代表企業となることも可能として頂くことは可能でしょうか。	代表企業は1社とします。
84	重複参加の禁止	20	第2	3	(1)	③	「重複応募企業及びコンソーシアム構成員は、他の応募企業及びコンソーシアム構成員として参加できないものとする。」とございますが、構成員の重複参加禁止で、協力企業等は対象外という事でよろしいでしょうか。	SPCに出資しない委託先については、重複参加を禁止しない想定です。
85	重複参加の禁止	20	第2	3	(1)	③	協力企業等は重複参加は可能という理解でよろしいでしょうか。	SPCに出資しない委託先については、重複参加を禁止しない想定です。
86	応募者の主な要件	20	第2	3	(2)		「応募企業及びコンソーシアム構成員に共通の参加資格要件」は、議決権株式を保有しない企業（いわゆる協力企業）には適用されないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいているとおりです。
87	参加資格要件	21	第2	3	(2)	(カ)	「業務を委託したアドバイザー又はこれらの者と資本面若しくは人事面等において一定の関係のある者」について、募集要項発表後速やかに対応するため、現時点からコンソーシアムメンバーを詰めるに当たり、具体的な企業名をご指定頂けると幸いです。	今後の公募において、JSCのアドバイザーは下記を予定しています。 ・EY新日本有限責任監査法人 ・EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 ・弁護士法人関西法律特許事務所
88	参加資格要件	21	第2	3	(2)	(キ)	「委員が属する企業又は当該企業と資本面若しくは人事面等において一定の関係のある者」について、募集要項発表後速やかに対応するため、現時点からコンソーシアムメンバーを詰めるに当たり、具体的な企業名をご指定頂けると幸いです。	有識者委員会の委員は、公募時に開示します。
89	応募者の主な要件	21	第2	3	(2)	(ケ)	「他の応募者等」とは、他の応募企業またはコンソーシアム構成員を意味し、これらに対して融資等を行う予定の金融機関等は該当しないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解いただいているとおりです。
90	応募者の主な要件	21	第2	3	(2)	(ケ)	「資本面若しくは人事面等において一定の関係のある者」と同様に、「資本関係若しくは人的関係がある者」の定義をご教示ください。	「資本関係若しくは人的関係がある者」の定義は脚注6をご確認ください。
91	応募者の主な要件	21	第2	3	(3)		コンソーシアムで応募している場合において、仮に代表企業の参加資格確認が取り消された場合においても、その他のコンソーシアム構成員を代表企業とすることで、コンソーシアム自体の参加資格は維持されるとの解釈でよろしいでしょうか。	代表企業の参加資格確認が取り消された場合、その具体的な事情を勘案して、やむを得ない事由であり、かつ、JSCが特に必要と認めた場合には、他のコンソーシアム構成員を代表企業とする変更を認めることがあります。変更が認められる期限の詳細については、公募時に募集要項等においてお示しします。
92	参加資格確認基準日	21	第2	3	(3)		「応募企業及びコンソーシアム構成員が参加資格を欠くに至った場合、直ちにJSCに通知すること。この場合、JSCは当該応募企業又はコンソーシアム構成員について行った参加資格確認を取り消す。」とありますが、コンソーシアムの代表企業以外の構成員の参加資格確認が取り消された場合には、コンソーシアム全体としての失格とはならないという理解でよろしいでしょうか。	コンソーシアムの代表企業以外の構成員の参加資格確認が取り消された場合、原則としてただちにコンソーシアム全体としての失格にはなりません。が、その参加資格確認を取り消されたコンソーシアム構成員の変更又は脱退により、コンソーシアムとして備えるべき実績要件が失われるときは失格となります。変更が認められる期限の詳細については、公募時に募集要項等においてお示しします。

No,	項目名	頁	項目番号			質問内容	回答
93	参加資格確認基準日	21	第2	3	(3)	「応募企業及びコンソーシアム構成員が参加資格を欠くに至った場合、直ちにJSCに通知すること。この場合、JSCは当該応募企業又はコンソーシアム構成員について行った参加資格確認を取り消す。」とありますが、コンソーシアムの代表企業以外の構成員の参加資格確認が取り消された場合、コンソーシアムが失格という事ではないという事で良いでしょうか。また、当該コンソーシアムにおける協力企業の参加資格確認が取り消された場合も、構成員と同様の扱いという理解で宜しいでしょうか。	コンソーシアムの代表企業以外の構成員の参加資格確認が取り消された場合、原則としてただちにコンソーシアム全体としての失格にはなりません。その参加資格確認を取り消されたコンソーシアム構成員の変更又は脱退により、コンソーシアムとして備えるべき実績要件が失われるときは失格となります。変更が認められる期限の詳細については、公募時に募集要項等においてお示しします。なお、協力企業については、参加資格確認の対象としない予定です。
94	提案書の公開	22	第2	4	(3)	「JSCは、必要に応じて、提案書類の一部（プレゼンテーションにおける配布資料及び映像等を含む。）を公開する場合があります。」とあります。一方、貴センターは、貴センターHPにおいて別事業である「新国立競技場整備事業」の技術提案書を詳細な水準で公開されています（「新国立競技場整備事業に関する技術提案書（審査後）の公表」）。本事業においては、「新国立競技場整備事業」と同等の水準で提案書類を公開することを想定されていらっしゃるのでしょうか。想定されている公開の水準・形態、また、他主体によるPPP・PFI事業において公開されている提案概要で貴センターが同等のものと想定されているものがございましたら、現時点の想定で結構ですのでご教示ください。	現時点において公開の水準や形態等について想定しているものはございません。しかしながら、提案書類を新たに公開・使用する場合には、必ず事前の協議を行います。
95	提案書類の公開について	22	第2	4	(3)	JSC様が提案書類を使用・公開する際は、必ず事前の協議を行わせていただくという理解でよろしいでしょうか。	提案書類を新たに公開・使用する場合には、必ず事前の協議を行います。すでにホームページ等で公開している提案書類については、事前の協議なく別媒体での公開・使用を行う場合があります。
96	不可抗力	23	第3	2	(1)	運営権者が保険で付保できない「JSC及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波、疫病等の事象」による損害について、JSCが行う「事業継続措置」に係る費用は全額JSCが負担でよろしいでしょうか。	その原因となる不可抗力が保険の対象でない場合であっても、事業継続措置（運営権設定対象施設の復旧等の措置）に要する費用はJSCが負担します。
97	不可抗力	23	第3	2	(1)	「JSC及び運営権者のいずれの責めにも帰すべからざる地震、津波、疫病等の事象であって、本事業の実施に直接的に不利な影響を与える等実施契約に定める一定の要件を満たした事象」とありますが、「一定の要件」を具体的にお示し頂けますでしょうか。	不可抗力とは「①地震、洪水、高潮、地滑り、落盤その他の自然災害、②豪雨、暴風その他の異常気象であって運営権設定対象施設等の周辺において通常発生する気象条件よりも過酷なもの、③騒擾、騒乱、暴動、火災その他の人為的災害に係る事象、④その他当該義務履行当事者にとり予測可能性又は支配可能性のない事象（放射能汚染を含む。）（①ないし④いずれも、要求水準書等に基準の定めがあるものについては、当該基準を超えたものに限る。）のうち、JSC及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのできないもの」を想定しています。詳細は、公募時に実施契約書（案）にてお示しします。
98	不可抗力	23	第3	2	(1)	例えば地震で競技場が損壊した場合の修繕は、運営権者の修繕業務には含まれず、修繕義務は運営権者ではなくJSCが負い、費用についても運営権者が地震保険に加入していなかった場合でも、JSCが負担するという理解でよろしいでしょうか。	地震で競技場が損壊した場合の修繕は、それが事業継続措置の対象となる場合を除き、運営権者の費用負担で行っていただきます。
99	JSCが実施予定の工事	23	第3	1	(1)	「工事の詳細は、募集要項の公表時において示す。」とありますが、工事の内容や時期について詳細をご提示いただけるという理解で宜しいでしょうか。	現時点で、事業開始日以降にJSCが実施予定の工事はありません。なお、大規模修繕の実施プロセスについては公募時に開示予定です。

No,	項目名	頁	項目番号		質問内容		回答	
100	事業開始日以降にJSCが実施予定の工事	23	第3	1	(1)	JSCが自らの費用負担で行う工事に伴って必要となる臨時警備対応は全てJSCの負担で実施いただけるという理解でよろしいでしょうか。	JSCが自ら行う工事に伴い、直接的に必要な警備対応はJSCが実施します。	
101	契約不適合責任	24	第3	2	(2)	-	契約不適合責任の適用は事業開始日以降「3年以内」として頂けますでしょうか。	竣工後数年経過し通常運営が可能であり、年間を通じて確認できる1年としておりますので、原案のとおりとします。
102	契約不適合責任	24	第3	2	(2)		実施方針（案）においては対象が「運営権設定対象施設等」とされていたところ、実施方針においては「運営権設定対象施設」と変更されたのは、運営権者への貸与備品を除外する趣旨となりますでしょうか。	マーケットサウンディングでのご意見等を踏まえ、契約不適合責任の対象として「運営権設定対象施設」とすることとしました。
103	固定資産税等	24	第3	2	(5)		「本競技場の運営方法によっては、運営権設定対象施設を対象として固定資産税等の課税がなされるリスクがある。」とありますが、課税がなされるケースについては、募集要項等の公表時において示して頂けるという理解でよろしいでしょうか。	本施設に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、関係法令に則り、運営実態に照らし税務当局において判断がなされます。このため、課税がなされるケースのご提示は出来ません。
104	固定資産税等	24	第3	2	(5)		「本競技場の運営方法によっては、～固定資産税等の課税がなされるリスクがある」とありますが、どのようなケースを想定されていますでしょうか。	本施設に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、関係法令に則り、運営実態に照らし税務当局において判断がなされます。このため、課税がなされるケースのご提示は出来ません。
105	固定資産税等	24	第2	2	(5)		運営方法によっては固定資産税は課税されるリスクがあると記載がありますが、都市計画税の取扱いについても同様でしょうか。また、課税リスクのある運営方法とはどのような運営方法でしょうか？	固定資産税等は、固定資産税及び都市計画税であり、都市計画税も同様の取り扱いになります。本施設に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、関係法令に則り、運営実態に照らし税務当局において判断がなされます。このため、課税がなされるケースのご提示は出来ません。
106	固定資産税等	24	第2	2	(5)		地方税法施行令にて対価又は負担として支払うべき金額の定めのある施設は課税対象となると記載がありますが、現状の国立競技場において固定資産税、都市計画税、償却資産税等の課税されていますでしょうか。また、一部区画をテナントに貸与して営業を行う場合については、当該面積分は課税対象となりますでしょうか。	現状、国立競技場を対象として、固定資産税、都市計画税、償却資産税の課税はされていません。本施設に係る固定資産税及び都市計画税の取扱いについては、関係法令に則り、運営実態に照らし税務当局において判断がなされます。このため、課税がなされるケースのご提示は出来ません。
107	固定資産税等	25	第3	2	(5)		「運営権者は固定資産税等相当額をJSCに対して負担することとする。ただし、当該負担により運営権者の本事業の運営に著しい支障が生じるときは、JSCと運営権者は、対応措置（実施契約の合意による解除を含む。）を協議するものとする。」とありますが、運営権者は、入札時点において、固定資産税等相当額を見込む必要はないという理解でよろしいでしょうか。	応募者が、固定資産税等の課税がなされる運営を想定されているのであれば、固定資産税相当額を見込んでご提案ください。
108	運営権者の株式の新規発行及び処分	25	第3	4	(2)		株式には該当しない債権の権利（匿名組合出資持分、社債等）については、特段の制限なく発行可能と理解してよろしいでしょうか。	公募時に実施契約書（案）においてお示しします。
109	本事業の対象施設	27	第4	1	(1)~ (4)		(1) (2) (3) 及び (4) のうちJSC様が所有する本事業用地が対象施設とありますが、具体的にはどの部分または場所になりますでしょうか。おおよそでも結構ですので、ご教示いただけますでしょうか。	ご質問頂いた事項については、公募時に開示します。
110	本事業の対象施設	27	第4	1	(1)		竣工時に行政等に提出している書面や確認済証、検査済証、エンジニアリングレポート、地質調査書類など建物・土地に係る重要書類は開示されますでしょうか。	ご意見を踏まえて、検討します。

No,	項目名	頁	項目番号			質問内容	回答
111	都市計画上の条件	29	第4	2	(2)	風致地区に該当するため、屋外広告法に基づいた自家用広告物として許可がいない広告表示面積は5㎡以下と認識しておりますが、現在自家用広告物として設置されている広告物がございますでしょうか。また、ネーミングライツを付与して看板設置を検討する場合は、自家用広告物として許可できる最大面積の20㎡以下の範囲内で、新宿区から許可を取得のうえ、設置する形となりますでしょうか。	現在、JSCとして国立競技場の外壁等に屋外広告物を掲出することはしておりません。屋外広告物条例に従って、運営権者において新宿区（又は東京都）にご確認を行っていただく必要があります。
112	都市計画上の条件	29	第4	2	(2)	広域避難場所として設定されていますが、現在保有している災害備蓄品のリストは開示されますでしょうか。また、食品などを中心に使用期限切れに伴う入れ替え費用負担元は運営権者でしょうか。備蓄品として最低限用意する必要のある備品や食料など基準があれば教えてください。	現在保有している災害備蓄品のリストは、公募時に開示予定であり、入れ替え費用は運営権者の負担です。JSC固有の基準は設けていませんが、東京都帰宅困難者対策条例等に基づき、集客施設の管理者として施設利用者の保護のために必要な措置を講じてください。
113	解除の効果	31	第6	1	(1) ②	「運営権者は、JSCに対し、実施契約に定める違約金（契約の解除原因となった事由により、JSCに生じた損害が該当金額を超えるときはその金額）を支払う。」とありますが、運営権者が違約金と損害賠償を両方を支払うことはないという理解でよろしいでしょうか。	JSCに生じた損害が違約金の額を超える場合には、違約金に加えて、その超過した損害部分についての賠償をしていただきます。そのため、そのような場合には運営権者は違約金と損害賠償を両方支払うこととなります。
114	今後のスケジュール（予定）	35	第8	2		実施方針（案）におけるスケジュールから、全体として約1ヶ月ほど後ろ倒しとされた経緯・理由をご教示ください。	マーケットサウンディング時の実施方針（案）ではPFI事業開始を2025年3月頃としてましたが、マーケットサウンディングでのご意見等を踏まえ、国の会計年度に合わせてPFI事業開始を2025年4月に変更しました。このため、実施方針の公表及びその後の公募スケジュール等を全体的に1ヵ月遅らせています。
115	今後のスケジュール	35	第8	2		「2024年9月」から「2025年4月」までの期間について、業務引継等想定している内容がございましたらご教示ください。	2025年4月以降のイベント予約の受付などを通じて、業務引継ぎを行うことを想定しています。